

池田・府市合同庁舎自動販売機設置事業者募集要項

池田市（以下「市」という。）と大阪府（以下「府」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を熟読していただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	使用許可面積	台数	最低使用料（年額）	位置
1	大阪府池田市城南1丁目1番1号	池田・府市合同庁舎 地階自動販売機コーナー	24.57 m ² 以下	5台	459,600円 (税込)	別図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 市及び府の指名停止措置を受けている者、市の指名停止措置要綱及び府の入札参加停止要項に基づく停止措置に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 市及び府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 市及び府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が市及び府と契約を締結すること又は市及び府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により市及び府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- ⑤ 正当な理由がなくて市及び府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 国税・府税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと市及び府が判断する場合は、当初市及び府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、1 年ごとの申請により当初許可から 5 年を限度に引き続き使用許可することができます。

② 使用料

市及び府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

年間使用料は設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額とします。

なお、年度途中の開始の場合は日割り計算とします。

使用料は市及び府の発行する納入通知書により、市及び府の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

自動販売機ならびに自動販売機コーナー照明に必要な電気代は設置事業者の負担とし、市の指定する期限までに全額納入してください。光熱費の金額は、次の計算によるものとします。

【電気使用料】

自動販売機コーナーに設置する電気量子メーターの指示値により計測した電気使用量の池田・府市合同庁舎(以下「庁舎」という。)全体の電気使用量に対する割合を算出し、その割合を庁舎全体の電気使用料(消費税含む)に乗じて得られた額とします。

なお、自動販売機コーナー専用の電気量子メーターは、既に設置しているものを使用していただくことができますので、新たな設置工事は必要ありません。

庁舎で計画停電時がある際の電源確保等の対応については、設置事業者が必要に応じて行うものとし、対応に係る費用も設置事業者の負担とします。なお、計画停電を行う際は市が事前に連絡を行います。

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさ（面積）は、1公募物件の物件番号ごとに設置可能サイズを示していますので、その範囲内に設置できるものとし、十分な転倒防止策を行い安全に設置してください。また、設置する自動販売機は全て新紙幣及び新500円硬貨に対応しているものにし、飲料を販売する自動販売機については、電子決裁に対応しているものにしてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱費の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、庁舎管理者（池田市）の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲食料品（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

（例示）

物件番号	設置可能サイズ	販売品目の条件
1	H2000mm×W1500mm × D1000mm 以内	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。
2	H2000mm×W1500mm × D1000mm 以内	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。
3	H2000mm×W1500mm × D1000mm 以内	販売する商品は、カップヌードル等のインスタント食品を含むこと。（給湯機能なし）
4	H2000mm×W1500mm × D1000mm 以内	販売する商品は、健康機能食品・栄養補助食品（医薬部外品）・パン・菓子類を含むこと。
5	H2000mm×W1500mm × D1000mm 以内	販売する商品は、アイスクリームを含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

また、自動販売機コーナーに丸テーブル及びベンチ等を設置事業者が複数用意すること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、発生時には速やかに対処すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市及び府に請求することができません。

4 参考データ

- ① 市及び府の庁舎の職員数

約700人

- ② 来庁者数

月約7,700人（1階 総合窓口課の利用者のみ）

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を提出してください。

（電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行いません。）

申込受付期間 令和8年1月5日（火）～令和8年1月20日（火）必着

提出先 〒563-8666

大阪府池田市城南1-1-1

池田市役所中2階 総務部総務課

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（池田市所定様式）

- ② 誓約書（池田市所定様式）

- ③ 販売品目（池田市所定様式）

- ④ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し

- ⑤ 2-(6)を証する税の証明書（納税証明書等：いずれも発行から3か月以内のものに限る）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 質問書の提出

(1) 質問書受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月9日（金）17時

(2) 質問書の提出方法

書面（池田市所定様式）によりファックスまたはメールでしてください。（送信後に入電の確認連絡をお願いします。）

(3) 回答方法等

令和8年1月14日（水）付けで池田市ホームページに回答を掲載します。

7 設置事業者の決定

(1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、市及び府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、池田市ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和8年1月26日（月）の予定。

8 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年2月10日（火）までに、市及び府に下記の書類を提出してください。

○池田市に提出

・行政財産使用許可申請書・許可場所図面

○大阪府に提出

・行政財産使用許可申請書、許可場所図面、大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書、

印鑑証明書、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）、

住民票（個人のみ）、委任状（必要な場合）

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

設置位置図

※ 設置にあたって必要となる設備（電気等）の状況についても図面上で併せて記載すること。

応募申込書

令和 年 月 日

池田市長様

住 所（所在地）（〒 ——)

氏 名

法人名 印

代表者名

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置場所及び提案使用料

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	使用面積	台数	応募価格（提案使用料）(円)				
1	池田市城南1丁目1番1号	地下1階	24.57m ² 以下	5台	0	0	0	0	0

- ※ 1. 応募価格は、池田市及び大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額使用料（税抜き額）とし、百円単位で記入してください。なお、応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に￥を記入してください。

2 添付書類

- ① 誓約書（池田市所定様式）
- ② 販売品目（池田市所定様式）
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓 約 書

私は、池田市及び大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、池田市ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

池 田 市 長 様

住 所
(所在地)

氏 名 印
法人名
代表者名

販 売 品 目

(注) 1. この「販売品目」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価（税込）、売値（税込）を記載する。

2. 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

※質問受付期間は公表の日から令和8年1月9日（金）17時までです。

質問書

令和 年 月 日

池田市長 瀧澤 智子 様

所在地 (〒 —)

法人名

代表者名

担当者名

連絡先

メール

件名 池田・府市合同序會自動販売機設置事業

番号	質疑内容

※質問の無い場合は提出不要

注) FAXまたはメール送信後、必ず電話にて送信の確認を行ってください。

提出先：池田市 総務部 総務課

T E L 0 7 2 - 7 5 4 - 6 2 2 0 F A X 0 7 2 - 7 5 2 - 7 6 1 6

メール : somu@city.ikeda.osaka.jp